

經濟財政諮問會議（平成25年11月29日）  
新藤總務大臣提出資料（抜粋）

## 新たな広域連携について

### ◎ 新たな広域連携

(第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月25日総理手交))

#### 地方圏

- ・ 「地方中枢拠点都市」等を中心とした連携(地方中枢拠点都市等に対して、圏域における役割に応じた適切な財政措置)
- ・ それ以外の定住自立圏施策の対象地域では定住自立圏(人口5万人程度以上で昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域)の取組を一層促進
- ・ 地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携が困難な場合は、都道府県による補完も選択肢

#### 三大都市圏

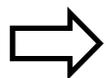
- ・ 同程度の規模・能力がある都市の間で、水平・相互補完的、双務的な役割分担を促進



### ○ 地方公共団体間の「柔軟な連携」を可能とする仕組みを制度化

国家間の条約のように、地方公共団体間で「協約(仮称)」を締結できる新たな仕組みを導入

- ・ 地域の実情に応じて地方公共団体間で締結、紛争解決の手續もビルトイン
- ・ 事務分担だけでなく、政策面での役割分担等についても、自由に盛り込むことが可能(例…圏域全体を見据えたまちづくりの方向性)
- ・ 別組織(組合や協議会)を作らない、より簡素で効率的な相互協力の仕組み



- ・ 自由度を拡大して、より一層の広域連携を促進。
- ・ 産学金官民の連携によるシティリージョンも推進。

※ 地方自治法改正案を次期通常国会に提出

## 地方中枢拠点都市が担う役割及び実現手段

- 東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年までの間、東京を中心とした首都圏では大きな経済効果が見込まれる。地方圏においても、相当の人口規模と中核性を備える圏域の中心都市(地方中枢拠点都市)が成長エンジンの核となり、地方の経済をけん引し高次の都市機能を集積することが重要。

\* 地方中枢拠点都市の要件: ①政令指定都市、新中核市(人口20万人以上)②昼夜間人口比率1以上。全国で61市が該当。

### 地方中枢拠点都市の役割

- ① **圏域全体の経済成長のけん引** 【成長戦略施策をパッケージとして実施】

都市圏域内の多様な資源・企業・人材を動員し、地方中枢拠点都市が成長のエンジンとなり、地方の経済をけん引。

- ② **高次の都市機能の集積** 【地域の実情に応じて実施】

都市圏域全体に対する高度・専門的なサービスを提供し、グローバルな人材が集まってくる環境を作る。

- ③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上** 【選択的に実施】

都市圏域全体の利便性を向上し、近隣市町村の住民のニーズにも応える。

### 実現手段

- 一層の広域連携を促進するため、地方自治法改正案を次期通常国会に提出。
- 地方中枢拠点都市等の新たな広域連携の先行的なモデルを構築するため、来年度当初予算において約1.5億円(2千万円×7箇所)を要求。
- 先行的なモデルの全国展開を図るため、支援措置のあり方を検討。
- 施策の推進にあたっては、関係府省と連携を図ることが必要。

